

情 個 審 答 申 第 3 号
令和4年（2022年）6月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）4月5日付け、健政発第15号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

被相続人に関する相談記録等についての個人情報不存在決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報不存在決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年（2020年）4月10日、審査請求人が熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）に基づき、被相続人に関する相談記録等についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同年5月20日、実施機関は、個人情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 同年10月30日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。
- 3 なお、死者に関する個人情報について、死者である被相続人から相続した財産に関する情報として相続人から請求があった場合や、請求者自身が保有する情報であると考えられる情報又は社会通念上請求者自身が保有する情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報の請求があった場合は、相続人等から条例第13条第1項に規定する自己に関する個人情報として開示請求することが認められている。今回、被相続人は本件開示請求時点では死亡しているため、相続人である審査請求人が自己の個人情報として請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、令和2年（2020年）10月30日付け審査請求書及び令和3年（2021年）1月15日付け反論書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

〇〇区福祉課と高齢福祉課の両方の課に相談したにもかかわらず、〇〇区福祉課では相談記録が存在し、高齢福祉課では不存在とするのは不合理である。

2 実施機関の主張

実施機関が、令和2年（2020年）12月4日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 〇〇区福祉課は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条に基づく措置、高齢福祉課は老人福祉法第32条に基づく成年後見制度に

係る審判の請求及びそれに関する説明、状況確認や書類作成業務といったそれぞれ異なる業務を取り扱っている。

- (2) 審査請求人は、被相続人に関する相談記録等について情報開示を求めているが、高齢福祉課は審査請求人及びその被相続人に対し、一般的な成年後見制度の説明や審判の請求に必要な手続や書類の説明を行ったものである。
- (3) 本件相談対応は〇〇区福祉課が実施しているため、〇〇区福祉課では個人情報一部開示決定となり、成年後見制度の説明等を行った高齢福祉課では個人情報不存決定となることに矛盾は生じない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、被相続人に関する相談記録等について（以下「本件自己情報」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件自己情報の存否について

実施機関に確認したところ、熊本市では、高齢者の虐待や養護者に対する支援に関する相談（以下「養護等の相談」という。）は〇〇区福祉課が担っており、老人福祉法第32条に基づく成年後見制度に係る審判の請求及びそれに関する説明、状況確認や書類作成業務は高齢福祉課が担っているとのことである。

本件に関して、高齢福祉課は当該部署のみ又は〇〇区福祉課と同席の上で、審査請求人及び被相続人に成年後見制度の説明を行っているとのことであるが、その内容は一般的な成年後見制度の説明や審判の請求に必要な手続等の説明を行ったにすぎず、その説明の際のやり取りを記した記録を特段作成していないとのことであった。

なお、高齢福祉課では養護等の相談を担当していないものの、養護等の相談を受けた際には、担当部署である各区福祉課に情報提供を行い、各区福祉課でその内容を記録に残すことはあるとのことである。本件においても、高齢福祉課のみで成年後見制度の説明を行った際に聞き取った養護等の相談は、担当課である〇〇区福祉課に情報提供を行い、〇〇区福祉課が作成している相談支援記録にその情報提供された内容の記載がされており、高齢福祉課では記録を残していないとのことであった。

これらのことから、高齢福祉課において本件自己情報が存在しないとする実施機関の

主張には、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。
よって、本件自己情報が存在しているとは認められない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和３年（２０２１年） ４月９日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和３年（２０２１年） ６月１１日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ７月２日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ８月６日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ９月３日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） １０月１日	答申案の審議を行った。
令和３年（２０２１年） １１月１２日	答申案の審議を行った。
令和３年（２０２１年） １２月３日	答申案の審議を行った。
令和４年（２０２２年） ６月３日	答申案の審議を行った。